

平成 26 年度
第 3 回高松市農業委員会農政部会
議 事 錄

平成 27 年 2 月 4 日開会

高松市農業委員会

平成 26 年度第 3 回高松市農業委員会農政部会議事録

開催日時 平成 27 年 2 月 4 日 (水) 午後 2 時開会

開催場所 香川県農業協同組合中央地区営農センター 3 階 役員會議室

出席委員 18 人

- 1 番 宮野 恵基 (農政部会長)
- 4 番 佐竹 博巳
- 5 番 河瀬 和一
- 6 番 佃 俊子
- 7 番 三笠 輝彦 (会長)
- 10 番 平賀 文之
- 13 番 川田 之治
- 14 番 上原 勉
- 15 番 岡野上盛雄
- 16 番 赤松 貞廣
- 17 番 橋本 修
- 18 番 矢島 國雄
- 21 番 兎子尾紀夫
- 22 番 小早川數市
- 24 番 落合 隆夫
- 26 番 羽田 剛
- 27 番 宮武 正明
- 28 番 古川 浩平

欠席委員 10 人

- 2 番 三好 義光 (農政部会長職務代理者)
- 3 番 竹内 俊彦
- 8 番 十河 善則
- 9 番 南原 勉
- 11 番 谷口 辰男
- 12 番 植田 治郎
- 19 番 中名 良竹
- 20 番 花澤 均
- 23 番 山地 宏美
- 25 番 廣瀬 吉俊

農業委員会事務局出席者

- 農 政 課 長 川西 好春
- 農 政 管 理 係 長 山本 直志
- 農 地 係 長 多田 利浩
- 農 政 課 副 主 幹 増田 雄二
- 農 林 水 産 課 長 米山 昇

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 平成26年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る
確認について
- 議案第2号 高松市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて
- 議案第3号 遊休農地の所有者等に対する利用意向調査の実施について（案）

川西農政課長 定刻の時間がまいっています。

現在の出席委員は17名でございます。

従いまして農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、欠席の連絡を三好農政部会長職務代理者、竹内委員、十河委員、南原委員、谷口委員、植田委員、中名委員、花澤委員、山地委員、廣瀬委員からいただいたおります。

それでは、ただ今から平成26年度第3回高松市農業委員会農政部会を開会いたします。

開会に当たりまして、宮野農政部会長から御挨拶を申しあげます。

宮野農政部会長 明けましておめでとうございます。

本日は、お忙しい中、また、お寒い中、平成26年度第3回農政部会に御出席賜りまして御礼申しあげます。寒い日が続いておりまして、御家族ともども御自愛の上、御活躍をお祈り申しあげます。

農協改革について報道しておりますが、論議はされていると思いますが、農業委員会改革がその影に隠れてどういう形になるのか今のところ姿を見せておりません。

また、2月6日に県農業会議の60周年記念式典、研修会がアイレックスで執り行なわれる予定で、御忙しい中審議は十分尽くした上でなるべく時間を節約して会を進めてまいりたいと思います。

川西農政課長 ありがとうございました。

続きまして、三笠会長から御挨拶をお願いいたします。

三笠会長 皆さんこんにちは。平成27年も御協力のほどよろしくお願ひ申しあげます。

本日は第3回の農政部会を宮野農政部会長の下で開会させていただいて、厚く御礼申しあげます。今、部会長から話がありましたように国の方では色々と農業を産業政策としてやって行こうという気持ちはあるようではございますが、今話がありましたように厳しい状況下におかれつつ併せて農業委員会に対してのあり方も内閣の規制改革会議等々で農業委員会のあり方、委員選挙のあり方、選挙制度を廃止していくこうという提案がとりざたされております。

そういう中で、私どもは絶えず建議のあり方、法律に定められておりますけれど、いかがのものかという話も規制改革会議の中で出てきておるようですが、しかし、私どもは、農家の声を行政に要望していくのは当然のこととして、建議機能の廃止は言語道断であり、そうでなければ行政の施策のあり方だけでは、十分ではないのは事実であります、農家・地域の意見を集約して首長に要望していかなければならないのは事実でございます。

そういう中、農業委員会としてしっかりと抵抗しております。こういうことが規制改革の中でどういう形になるのか正念場でございます。全国農業会議所でもしっかりと見定めてやっていただけるものと考えておるところでございます。

しかしながら、全国それぞれの地域で農業の実情は違いますので、それに応じた施策をそれぞれの自治体や県で考えていかなければならないのが実情であろうかと思います。そういうと

ころの県・市への要望はしっかりとしていかなければならぬと感じております、そういうところも、よろしくお願ひ申しあげる次第でございます。

皆様方は、地域を代表して農業委員として農業の発展のために御尽力いただきおる方ばかりでございます。引き続き本年も御協力のほどよろしくお願ひ申しあげましてお礼の言葉に代えさせていただきます。本日はありがとうございます。

川西農政課長 ありがとうございます。

それでは、これよりの農政部会の議事運営につきましては、高松市農業委員会部会会議規則によりまして、部会長が当たることとなっておりますので、これ以降の議事運営につきましては宮野農政部会長にお願いいたしたいと思います。

議 長(宮野農政部会長) それでは、議事日程に入ります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、部会会議規則により、議事録署名委員2名を定めなければなりません。お許しをいただければ、慣例に従いまして、私において指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 ありがとうございます。

それでは議事録署名委員には、議席番号4番佐竹 博巳委員さん、議席番号26番羽田 剛委員さんよろしくお願ひいたします。

それでは、日程第2に入ります。議案第1号 平成26年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 それでは、議案第1号 平成26年度高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認について御説明申しあげます。

御手元に配付しております議案第1号の表紙を御覧ください。

本年1月27日付けで高松市長から高松市認定農業者農地集積助成金の交付に係る確認について農業委員会に依頼がありましたので、同支援事業実施要綱第4条第1項の(2)の交付要件の適合について御審議いただくものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

交付申請番号1番から17番までの交付申請者氏名、交付対象農地面積や交付申請額について記載しております。

続きまして、2ページをお開きください。

18番から35番までにつきましても記載のとおりです。

続きまして、3ページですが、36番から48番までにつきましても記載のとおりです。

総括としましては、48名でございまして、特定農業法人のアグリ天神以外が認定農業者でございます。合計欄にありますように、交付対象農地面積は37万2千220平方メートルで、交付申請額は223万1千400円でございます。

また、対象となる農地は、平成26年3月27日及び11月1日に公告しました利用権設定等促進

事業による賃貸借権の中で、6年以上の権利が設定されたものでございまして、10アール当たり6千円が市から単独で助成金として支払われるものです。

続きまして、4ページをお開きください。

こちらは、先ほど説明しました総括表に記載されている個人ごとの交付申請書の写しになつております。

左上から申請人の住所・氏名、その下に交付対象農地の所在・地番・地目とございまして、交付対象農地面積は賃貸借権の設定をした一筆ごとの面積の10平方メートル未満を切り捨てた面積となります。そして、その面積に10アール当たり6千円を掛けましたが、認定農業者農地集積助成金交付申請額となり、これらの合計額の百円未満を切り捨てたものが、交付額となります。

以下58ページまでが、1ページから3ページまでの総括表48名分の交付申請書の写しでございます。

以上、御審議いただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

議長 ありがとうございました。

御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思います。——御意見等が無いようですので、お諮りします。

議案第1号は原案どおり承認することで御異議ございませんか

(「異議無し」と呼ぶ声有り)

(佃委員入室)

議長 御異議無しと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号 高松市農地移動適正化あっせん基準の見直しについてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 議案第2号 高松市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて御説明申しあげます。

高松市農地移動適正化あっせん基準の見直しについてですが、制定が平成9年1月14日で、高松市農業経営基盤強化基本構想や農林業センサスの数値の変更による一部改正、全部改正を経て、今回、農地中間管理事業の推進に関する法律が施行されたことに伴って、高松市の農業経営基盤強化促進基本構想が変更となりました。このため関係条文の整備をするとともに別表1の5~6ページ、別表2の7~10ページについて全部改正するものです。

基準の第3に、農地中間管理事業の推進に関する法律の文言を新たに入れています。

また、第4の(2)に農地中間管理機構等にあっせんする旨の文言を入れています。

更に、第6のなお書き中、農業委員会は、農用地等の所有者から農用地等の貸付けについてのあっせんの申出があった場合及び名簿に登録されている者から農用地等の借受けについてのあっせんの申出があった場合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業の活用を促す旨の条文を整備したものです。

議長 ありがとうございました。

御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思います。——御意見等が無いようですので、お諮りします。議案第2号は原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議無しと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第3号 遊休農地の所有者等に対する利用意向調査の実施について（案）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山本農政管理係長 議案第3号 遊休農地の所有者等に対する利用意向調査の実施について（案）について御説明申しあげます。

1のとおり、8月から11月にかけての荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果のうち、A分類（再生可能な農地）の農地については、農地の所有者等に対し、農地の農業上の利用について、意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付けを促し、遊休農地の有効利用を進める旨が農地法に規定されています。

2は、実施対象農地について、3は、利用意向の種類についてですが、（1）から（5）までのうち、国は（1）を前提に考えております。（1）の実施方法ですが、農地集積専門員が現場確認をして、貸付け希望リストに登載し、2年間は借受け希望者とのマッチングを試みます。

参考までに平成25年度農地利用状況調査ですが、対象者数は約750名、筆数は1,638筆、面積は約119ヘクタールとなっております。

平成27年4月1日から農地台帳をインターネットで公開し、利用意向調査の結果を反映さす旨が要綱で規定されていますので、この趣旨に基づいて諒々と調査をしていきたいと考えています。

2ページは、高松市農業委員会事務局から発送する農地における利用の意向についてのお願い文書です。1は農地の所在等、2は利用意向の種類について、下段は関係条文です。

3ページは、利用の意向について回答文で、レ点を入れていただくようになっております。

以上、御審議をいただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

議長 ありがとうございました。

御意見等が有りましたら、御発言をいただきたいと思います。

羽田委員 議長 —— 26番。

議長 26番 —— 羽田委員。

羽田委員 調査だけでなく解決策を示してはどうか。

米山農林水産課長 調査後、リストに登載されれば解決策の方向性が見えてくると思います。

川西農政課長 調査後の相談については、2年間はリストアップして所有者等に対する説明責任を果たしていきたいと考えています。

議長 他に御意見等は有りませんか。 —— 御発言が無いようありますので議案第3号は、原案どおり承認することで御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議無しと認め、議案第3号は原案のとおり承認されました。

次に、その他になります。事務局何かありますか。

山本農政管理係長 2月6日(金)に丸亀市のアイレックスで香川県農業会議創立60周年記念式典があります。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 皆さんから何か御意見が有りますでしょうか。 —— 無いようですので、これで平成26年度第3回高松市農業委員会農政部会を終了いたします。

最後に、兎子尾会長職務代理者から閉会の御挨拶をお願いします。

兎子尾会長職務代理者 本日は、本当に皆様方に熱心な御審議をしていただきありがとうございました。これからも皆様方の御協力をお願いいたします。

議長 以上で本日の農政部会を終わらせていただきます。

午後2時50分 閉会

会長

議事録署名委員
部会長

委員

委員